

古代集落遺跡の再検討

—郡衙・郷家・一般集落—

井 上 尚 明

はじめに

1 郡衙遺跡の諸類型

2 郷家・郷倉について

3 集落遺跡の再検討

4 郡衙でも一般集落でもない遺跡の評価

おわりに

はじめに

ここ数年間に郡衙と考えられる遺跡の発見が相次ぎ、さらに古墳時代の豪族の居館が調査されるなど、郡衙研究も新しい段階をむかえつつある。しかし、郡衙の認定に関しては、相変わらず共通認識が確立されている訳ではなく、それらしい遺跡が発見されると、「郡衙である」「そうではない」との議論が聞かれる。郡衙研究は、これだけ多くの郡衙あるいはそれに近いと思われる遺跡が発見され、研究も進んでいながら基本的な所で一致を見ないというアンバランスな現状にある。このような問題を解決していくには、各地域、各時代や郡の規模による構造様式の違いを順次分析していく必要があり、8世紀の九州の郡衙と10世紀の東国の郡衙に構造上の違いがあっても、それでどちらかが郡衙で、一方がそうではないという結論を出すのは早急と言える。認定の問題に関してはいくつかのフィルターが必要であることも確かであるが、フィルターの粗密にはオプションがあり、それを正しい順番で使うことも重要である。

さて、地方官衙には、国衙、郡衙の他に郷家、駅家、津などがあり、このうち最も多いのが郷家である。武藏国は、21郡、122郷から成るが、これまで発見されたのは都筑郡衙である長者原遺跡と豊島郡衙である御殿前遺跡の2郡衙だけで、郷家は1ヶ所も発見されていない。このことは武藏国に限らず、全国的な問題で、日本全国を見ても確認された郷家は10ヶ所に満たない。郡衙でさえその認定を巡って問題がある段階で、その下の行政組織である郷の役所について推論できる状況にはないのであろうが、最も身近な官衙でありながら、官衙研究の中でも最も研究の進んでいない分野であろう。

郷家の問題と共にもう1つ注目しなければならないのは、郡衙ではないが一般集落とも言えない遺跡である。好例としては、静岡県の横山遺跡や埼玉県の若葉台遺跡などがある。最近このような性格のはっきりしない遺跡が目立ってきており、これらの集落にどのような評価を与えるかは、郡衙や郷家の問題とも関連し、律令時代の地方行政の末端を解明する大きな手掛りとなるかもしれない。本論では特にこの問題に焦点を置き、武藏国を中心として、集落遺跡の検討を試みたい。そしてその作業を通して、地方官衙と集落の構造上の違い、あるいは各々の属性の抽出ができると考えている。

1 郡衙遺跡の諸類型

郡衙研究については、著名な常陸国新治郡衙を始めとして、調査例も多く研究も進みつつある。奈良国立文化財研究所で発行している『理藏文化財ニュース』の第18・19号で地方官衙を特集したが、その時点（1979年）で67ヶ所の郡衙が調査で確認されている。『律書残篇』によれば67国555郡4012郷あったとされており、その郡衙数555ヶ所から見れば12%となるが、発見例は確実に増加しており、現在では15%以上の郡衙及びその可能性のある遺跡が発見されていると考えてよいであろう。

これまで郡衙についての研究は、考古学はもちろんの事、歴史地理や文献史学など各方面から行なわれている。しかし、郡衙の全域が調査によって明確に検出されたという例がほとんどないため、構造様式については常に類推という付帯事項が付き纏っている。また、もし全体像の判明した郡衙が発見されても、それは、その地域のある時代の郡衙であり、他の郡衙構造の参考にはなっても代表するものではないのである。

地方の役所である郡衙というイメージからは、一般集落と明確な区分ができるような印象を持ちがちだが、これまでの郡衙遺跡の認定を見てもわかる通り、いくつものチェックポイントを通過しなければならず、即断することはなかなかできない。地理的条件、歴史的環境、遺構の種類・規模・配置、遺物の種類などがそれである。しかし、出土遺物がほとんどなくとも大型建物群が規則的に配置されていたり、建物群は貧弱でも木簡や墨書土器が大量に出土するなどすれば、それらの遺跡は郡衙かそれに近い官衙遺跡とする蓋然性は高いと言える。郡衙の目安となる条件は当然必要であるが、イメージを固定してしまうような条件を多く付することは視野を狭くする結果となろう。これまで郡衙と確定されている遺跡は、構造的にも出土遺物の面からもしっかりとしたもので、中には国衙と比しても、遜色のないものさえある。逆説的に見れば、明確な構造であるからこそ郡衙と認められている訳で、今後、これまでの範疇では把えきれない様式を持った郡衙が発見される可能性も充分考えられ、その時のために柔軟な部分も残しておく必要があるだろう。

さて、次にこれまで郡衙ではないかと指摘されている遺跡を東国を中心に検討してみたい。郡衙の集成・分析や諸施設の検討は山中敏史氏を始めとして研究が重ねられているので、ここでは関東官衙遺跡検討会資料（茨城県考古学協会1988）などの最近の資料や調査例を中心に正倉に着目して、その規模と変遷に視点を置いてみたい。

最近の調査では宮城県の東山遺跡（多賀城跡調査研究所1987）などいくつかの新発見があるが、東北地方の郡衙は概して大型であったり土壘を持つなど画一的に対比しにくい面がある。そこで、総柱の建物という共通性をもち、他の施設群と判別しやすい正倉を比較の対象としてみた。「正倉」とは、律令制度下の官倉の総称で、中央・地方の別ない共通名称である。また、建築様式によりいくつかの種類に区分でき、現存する正倉院宝庫は校倉＝甲倉に分類できる。また、調査事例から見た場合一般的には、総柱建物は穀稻倉で、穎稻倉には屋と呼ばれる側柱式の建物もあるとされている。従って建物の構造上は総柱式と側柱式に2大別でき、それはそのまま穀と穎という収納物違いをも表わしている。屋については総柱建物群と一定の企画に沿って配置されているか、倉庫区画が

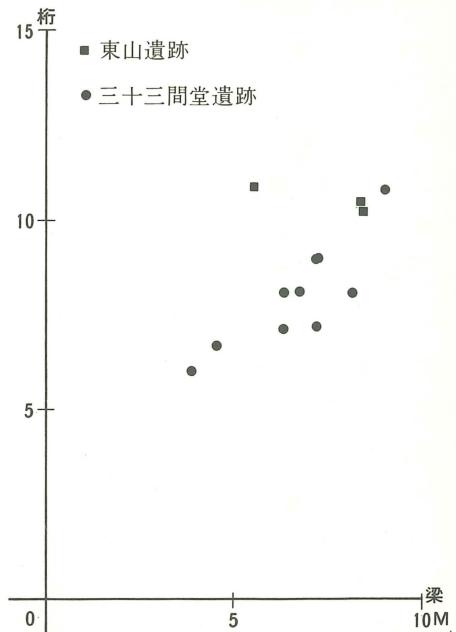
はっきりしているような場合を除いて、一般の掘立柱住居との区別は困難であろう。屋は、一般集落にも存在した可能性は高いが、遺構として屋を把えることは非常に難しく、倉か住居かを判別することは集落論を語る上でも重要な問題で、今後の大きな課題の一つであろう。

それでは、東北地方から順に正倉の規模について見ていきたい。最初に東山遺跡（第2次現地説明会資料1987・第14回古代城柵官衙検討会資料1987）と三十三間堂遺跡（伊藤1978・進藤他1988）の正倉の規模を図1にしてみた。

東山遺跡は陸奥国賀美郡衙であるとされており、奥羽山脈から延びる丘陵先端の台地上に立地している。水田面との比高差もかなりあり、台地の周縁には土壘上の高まりも巡り、城柵的なイメージの郡衙である。これまでの調査ではA～Eの5期の変遷が知られ、このうちのC期には4棟の倉が軸を同じくして並んでいる。この4棟の建物はいずれも掘込地業の上に建つ礎石式のもので、雨落ち溝も伴っている。また、焼失建物もあり、炭化米などが出土している。これまで発見された郡衙に関連するB～E期のなかではC期の建物の規模は最も大きい。この倉庫の集中する地点の北側には、側柱式掘立柱建物が検出されており、郡庁などの実務施設が考えられている。時期的には8世紀前半から10世紀前半までと長期間存続していたと予想されており、安定した郡衙域であったと考えができる。

南北方向に主軸を持つ倉庫群はいずれも桁行10mを超える大型な建物で、他地方の正倉と比しても大型の部類に入る。このことは、これらの建物が単なる総柱の掘立柱建物ではなく、掘込地業をしさに礎石式であることからも伺い知ることができる。掘立と礎石の違いは一般的に時期的な問題もあるとされ、その変遷の時期には8世紀後半から末葉が与えられている。これは所謂「神火」に関わることで、延暦年間の太政官符との関連も指摘されている。しかし、東山遺跡の礎石建物が焼失していることやこの建物が概して大型であることからも、時期による建物の変遷だけで全てが解決したとは言えないであろう。

三十三間堂遺跡は亘理郡衙であることが確実視されている遺跡で、古くから礎石の存在は知られ、寺院説・郡衙説などがあった。遺跡は大きく北地区と南地区に分けられ、北地区は溝によって区画された郡庁などの官衙群が存在し、南地区にはやはり溝で区画された倉院が確認されている。倉院は1辺150m程の方形に溝で区画され、その内部に10棟の礎石建物と2棟以上の側柱式掘立柱建物が規則的に配置されている。ここでは10棟の礎石建物が倉で、2棟以上の側柱建物が屋と考えられている。区画内での礎石建物の数はこれ以上増える可能性はなく、屋は4～5棟とされている。屋



第1図 東山遺跡・三十三間堂遺跡

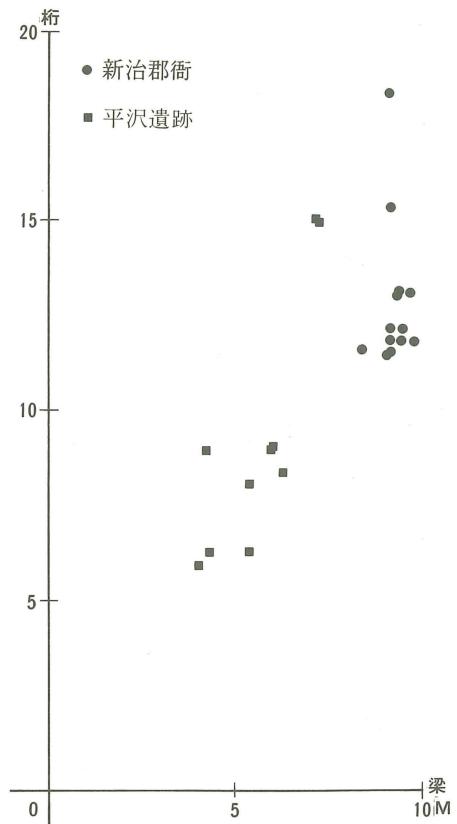
については前に若干触れたが、三十三間堂遺跡や関和久遺跡（木本他1985）のような倉院の区画が明瞭にされているような場合にはその性格を抽出することができる。しかし、消極的に考えれば管理施設とすることもでき、難しい問題である。

10棟の建物は掘込地業ではないが桁行は7~8mと東山遺跡よりはやや規模的に小さく、さらにSB05のような2×2間の最小の総柱建物も存在している。時期的には9世紀代を中心とするようだが、北地区の様相からは奈良時代まで遡ると予想している。東山遺跡との比較ではやや小型であるが、正倉としては50m²前後の一般的な規模と言えるであろう。

次に関東地方に移り、常陸国新治郡衙（高井1944）と平沢遺跡（黒沢1988）を検討してみたい。新治郡衙は郡衙研究の基礎ともなった遺跡で、その研究と存在は現在でも大きな位置を占めている。この遺跡については、ここで述べる必要もない位各書に引用されており詳しくは語らないが、51棟の建物が確認され、それを4つの群に分けています。この4群のなかで、東部群とされた13棟についてここでグラフにドットしてみた。焼粋の出土などから、この13棟は不動倉と推定でき、『日本紀略』の記載にある不動倉の焼失とも一致している。13棟の多くは桁行12m程に集中し、面積も100m²と大型である。しかし、これは版築された区域の面積で、この中に建物が建つことを前提としてグラフを見ていただきたい。東山遺跡の地業と建物の面積を見ると、たとえばC期の倉庫7の場合には地業の建物の占める面積は60%程となる。つまり、これを単純に当てはめると、新治郡衙の正倉の面積は60m²前後であることがわかり、平沢遺跡との差はほとんど感じない。新治郡衙ではこの東部群の他に北部群、南部群を倉庫的建物としており、郡庁域である西部群に比して倉の占める位置が非常に大きいことがわかる。また、最近の調査では51棟の建物が郡衙の全てではなく、建物群は周辺にもまだ存在するようであり、郡衙研究における新治郡衙のはたす役割は今後も大きくなりそうである。

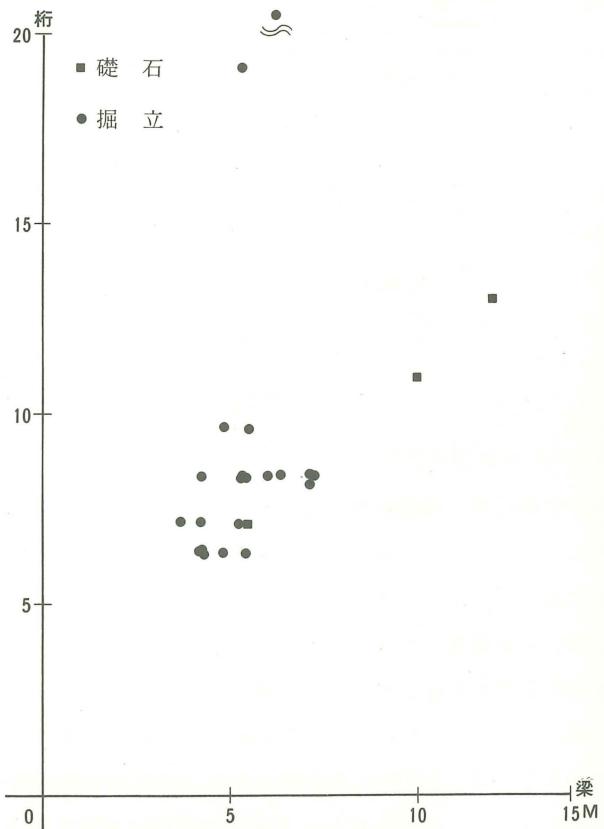
平沢遺跡は筑波郡衙に比定されているが、内容については不明な点も多く、関東官衙遺跡検討会における黒沢氏の発表資料を基にした。これによると、建物は全て総柱で、礎石もあったと思われるが版築などの可能性は少ない。これらの建物群は溝によって区画された倉院であり、郡庁などは他の地区にあったと考えられている。時期については、その初源を7世紀末から8世紀前半としている。

限定された資料のなかでも、平沢遺跡は黒沢氏の述べられているとおり筑波郡の倉院であること



第2図 新治郡衙・平沢遺跡

は疑いもなく、主軸の違う建物の存在から2時期以上あることも予想できる。桁行は8m程を平均とし、面積も50m²前後であるが、5×3間で桁行15mの大型建物が東西棟、南北棟各1棟存在する。また、3×2間の建物4棟が東西にほぼ等間隔で並んでおり、この列の南側にこれと平行して1棟が検出されている。南側は1棟だけで列をなさないようであるが、北と南側の建物の間には建物の存在しない広い空間が形成され、やや変則的ではあるが、コの字状の建物配列に近い。グラフ中A、Bとした2棟は、他の建物と20°程主軸方向が異なり、さらに位置的にも東側の台地奥部に占地し、時期的な違いを感じさせる。しかし、構造的には倉庫と考えられ、この2棟を含む一画を倉院とすることができるであろう。

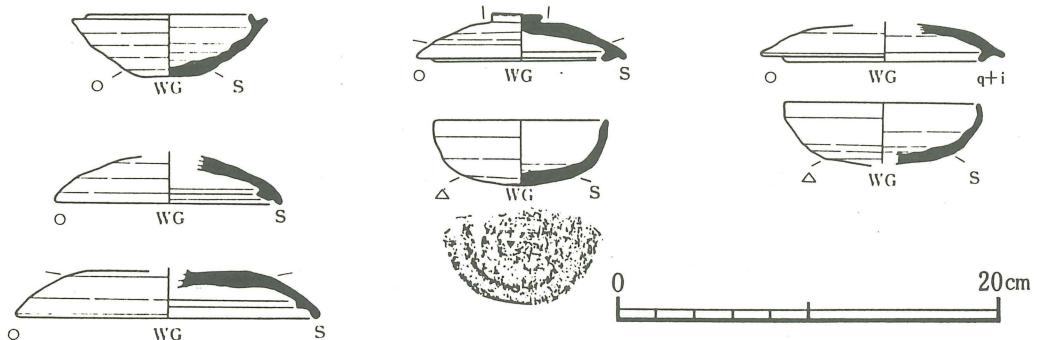


第3図 日秀西遺跡

下総国相馬郡衙である日秀西遺跡

(上野他1980)では、東西200m、南北80m程の範囲で55棟の建物が調査されている。このうち6棟が鬼高窓の竪穴住居と軸方向が一致し、6棟が礎石建物である。ここで正倉の問題の前に鬼高窓の住居と軸をそろえる6棟の建物について考えてみたい。この6棟と住居は一部で重複しており、4号建物の場合には住居を切っている。しかし、この住居群の時期は6世紀前半から7世紀後半に及び、一つの可能性として最終末の住居群とこれら6棟の建物が共存していたことがあげられる。たとえば032-B住居は3号建物と032-C住居両者に切られ、3号建物と032-C住居は約4mの距離を置いて辺をそろえて並んでいる。032-C住居からは須恵器も出土しており、その時期は7世紀第3四年期と考えることができる。また、5号建物は四阿と呼ばれる四面廂をもつ3×2間の建物で、居館内の主屋を思わせるものである。これらのことから、この地域には古墳時代の中心集落があり、正倉が造られる直前には四面廂の建物をもつ有力豪族の居住域となったと考えられ、古墳群の分布などからも相馬郡衙は所謂豪族居宅型郡衙とも言えるであろう。日秀西遺跡周辺の最近の調査では、倉院東方250mで幅4mを測る溝が発見されており、これが郡衙の東端を区画する溝である可能性は高い。

日秀西遺跡の建物は特に大型な数棟を除くと規模的に大きなバラツキは見られず、概ね桁行8m前後、梁行5m前後に集中している。建て替えの行われた建物も多く、数時期に亘っていることは



第4図 日秀西遺跡O32C出土須恵器

確実であるが、10世紀代に及ぶ出土遺物はない。配列は、現状を大きく見ればほぼ東西に長い長方形に並んでいるが、時期的な問題を考えると結果として長方形となったのであり、L字、コ字が基本であった可能性もあるだろう。

続いて武藏国の郡衙を考えてみる。武藏国は21郡で構成されるが、確認されている郡衙は都筑、豊島の2郡である。豊島郡衙は郡庁域である御殿前遺跡（中島1988）と倉院となる七社神社前遺跡（黒済他1988）、及び地下鉄7号線西ヶ原駅地区遺跡である。郡庁を区画する回廊状遺構と倉院を区画する大溝とは125mの距離がある。七社神社前遺跡の倉庫群は西辺を画する南北に走る溝と12m離れて平行に並び、さらに各倉間の距離は18mを測ることができる。この倉院を画する溝の南辺は220m程で、倉院自体はもちろん郡庁をも含めた郡衙域の土地利用にはかなりの余裕が感じられる。発見された倉は多くはないが、規模的には大きな差ではなく桁行6.5m、梁行6m程で、面積は40m²前後に集中している。これまで見てきた各郡衙の正倉の中では最も画一的な規模をもっている。各倉の規模は決して大型の部類ではないが、正倉院自体に面積的な余裕があるので、40m²前後に統一された倉を規則的に配したとも考えられる。時期的には、初源期のⅠ期が7世紀末から8世紀初頭で終末のⅣ期が10世紀前半までで、かなりの長期間に亘っている。御殿前遺跡は郡庁と倉院との位置関係や各々の規模などを知ることのできる良好な遺跡で、特に郡衙の発見例の少ない武藏国にあっては、今後の調査にかかる期待は大である。

長者原遺跡は都筑郡衙（水野1988）と推定され、100余棟の建物が確認されている。遺跡は北に突出する二つの台地に跨って立地しており、谷を狭んだ周辺の台地には同時期の遺跡が分布している。郡衙は大きく地形的に西側台地と東側台地に分けられ、前者を倉院、後者を郡庁域と見ることができる。西側の倉庫群は地形的にも独立しているが、東側、南側を溝によって区画され、ここに礎石建物、掘立柱建物がほぼ南北に配されている。倉庫群だけを見ても非常に重複が激しく、側柱式も混在しており数時期に亘ることはわかるが、東側台地や谷を隔てた馬頭觀音A区からも総柱の建物が発見されている。郡衙の中核は長者原遺跡であることは間違いないところであるが、関係する諸施設は周辺の台地にまで及んでおり、郡家と呼べるような広がりがあると考えられる。倉庫群内における建物の変遷については、古墳時代には竪穴住居のみの集落・7世紀後半以前には布掘の

建物・7世紀後半には再び竪穴住居・7世紀末から8世紀以降には掘立柱建物だけで、その後に有礎建物とされている。ここで問題なのは7世紀後半以前の布掘の建物で、日秀西遺跡と同様な問題点を指摘することができる。これらの布掘の建物は3×3間の総柱で、主軸方向をそろえて並んでいる。時期的には日秀西遺跡よりも古く、7世紀後半以前という年代観が与えられている。長者原遺跡の場合もやはり周辺には多くの古墳群が所在しており、豪族居宅が郡衙へと移行していった可能性もあるが、総柱の建物ということで、正倉に先行する倉群とも考えられる。あるいは評に関連するか、さらに古くなれば屯倉をも想定できるであろう。

グラフにした建物は西側台地だけでなく東側台地や馬頭觀音A区の総柱建物も含めたが、西側台地は重複が多く計測できなかったものもある。ここから看取できることは御殿前遺跡と同様に倉の規模がほぼ一定しているということで、桁行、梁行とも5~6mに集中している。武藏国の郡衙の発見例は2つだけで、倉の規模の画一化を武藏国の特徴であると言うには早急すぎる感がある。しかし、他地方の場合と比較すると面積25~40m²前後の概して小型の倉が多く、面積的に大きなバラツキがないことは、現時点での一つの特色であろう。

本章の最後に西日本の例として福岡県の小郡遺跡（工楽他1980）を参考にあげてみた。小郡遺跡は筑後国御原郡衙と推定され、その存在は広く知られ、多くの文献に引用されている。グラフにしたのは正倉の調査されているⅠ期以前、Ⅰ期、Ⅱ期である。時期はⅢ期を含め7世紀末から8世紀代におさまるとしている。Ⅰ期以前には小規模な倉が3棟、Ⅰ期はほぼ同規模の3棟が並び、Ⅱ期もⅠ期と類似した規模の倉が柵で画された内に並列している。報告書ではⅠ期以前のものは6坪前後で丸木倉ないし板倉、Ⅰ期、Ⅱ期は12~19坪で甲倉ないし板倉であった可能性が高いと指摘している。小郡遺跡の中では特にⅡ期が典型的な官衙配置を見せており、コの字状に配された郡庁とその北側に柵で画された正倉群、さらに郡庁の西には厨などの施設があったと考えられている。Ⅰ期以前を除き、規模的には武藏国の2郡より大きいが、東北地方などと同規模で、一般的と言えるであろう。しかし、ある規模に集中する傾向が強くより企画的である。

さて、これまで各地方の8つの郡衙の正倉について述べてきたが、同一郡倉の中では時期的に規模の差はあまりなく、単体の遺構としては全国的にも大きな差はないと考えられる。小郡遺跡の報告者は、郡の規模による差は施設全体の敷地規模に左右されたと述べている。しかし、地形的な制

約や律令政府の意向により郡倉の分散（これを郡倉別院とするか郷倉と呼ぶかという名称の問題はある）も行なわれている。正庁などの郡庁中枢部は分散はできないが、倉は不可能ではないので、郡内の正倉全てが判明していないと郡の規模による比較は難しい。また、長者原遺跡と馬頭觀音A区の関係のように郡衙の近接地に倉院とは別に、小規模な倉群が存在することもある。

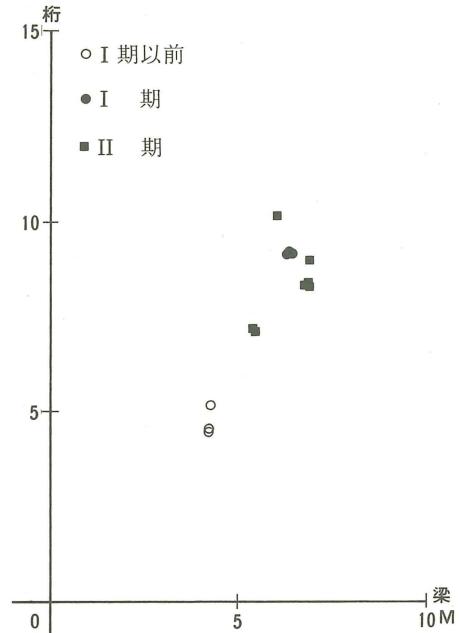
倉院の特徴としては、郡庁内部に組みこまれることなく、ある一定距離を置き溝や柵などで区画されている。その配置は三十三間堂遺跡や日秀西遺跡のようにコの字あるいはL字、長方形という連続型もあるが、多くは並列している。『上野国交替実録帳』の記載にあるように個々の正倉には番号が付けられており、院内に縦列の倉群が並んでいた方が収納、記録などの作業が効率よくできたであろう。このような院内の倉の並び方は、地域差、時期差によるものではないので、郡の規模、正倉の性格（郡倉、別院、郷倉）によるものであろうか。しかし、郡の規模では三十三間堂遺跡、日秀西遺跡はいずれも下郡であり、縦列形式をとる御殿前遺跡、小郡遺跡と郡規模は同じである。また上郡である常陸国新治郡衙は縦列の形態をとるが倉群を囲む溝、柵などはない。このことからも郡の規模で倉院の構造に大きな差のないことがわかり、大きな要因としては立地の問題をあげることができるだろう。郡衙を造営するにはある程度の面積が必要であるにも関わらず、地形的に制約の強い丘陵や台地を占地している例も多い。そこにはその土地の地理的な条件ばかりではなく、日秀西遺跡、長者原遺跡のような前代からの選択の余地のない土地の継承や、東北地方における城柵的性格をも併設する必要性などいくつもの問題を含んでいるのである。郡衙構造の理解は各郡衙個々の分析を深めていくことが最初の大きな仕事であろう。

2 郷家・郷倉について

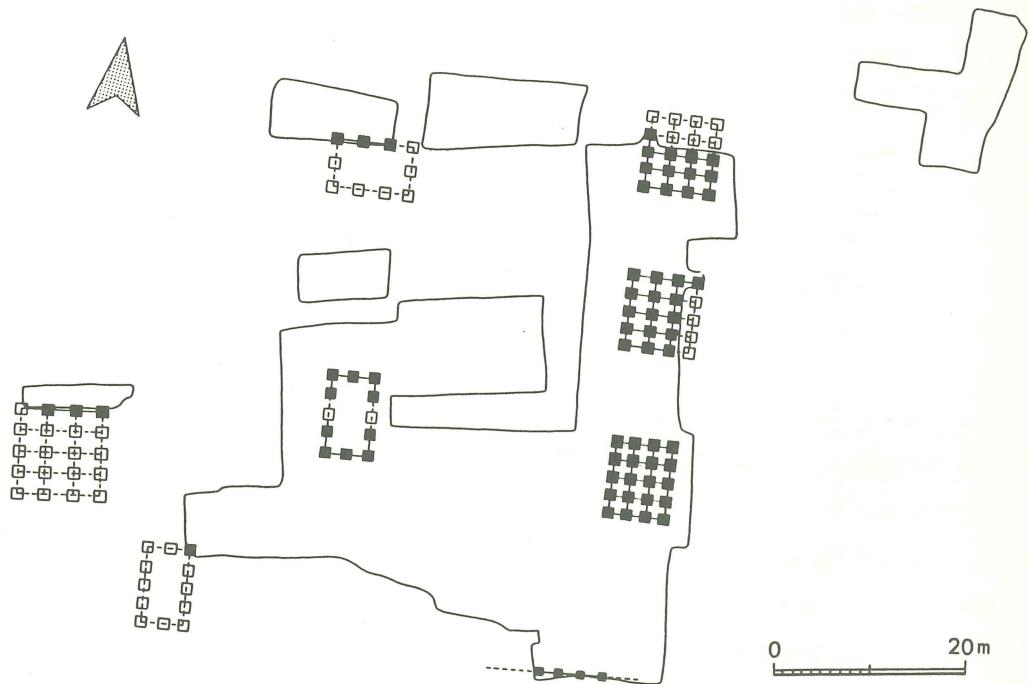
律令時代の全国の郷数は4012ヶ所で、武藏国に限っても122郷を数えることができる。しかし、これまで郷家あるいは郷倉ではないかとその可能性を指摘された遺跡を全て網羅したとしても、全郷数の1%にも満たないであろう。4000を超える数が知られているにも関わらず、これ程発見例が少ない官衙は他に例がない。

ここで簡単に郷制の推移を見てみると、次のようになる。

- ① 大化2年 50戸1里の里制
- ② 納元年 従来の里を郷とし、さらにその下に里を2~3置く郷里制
- ③ 天平12年 里が廃止され郷制となる



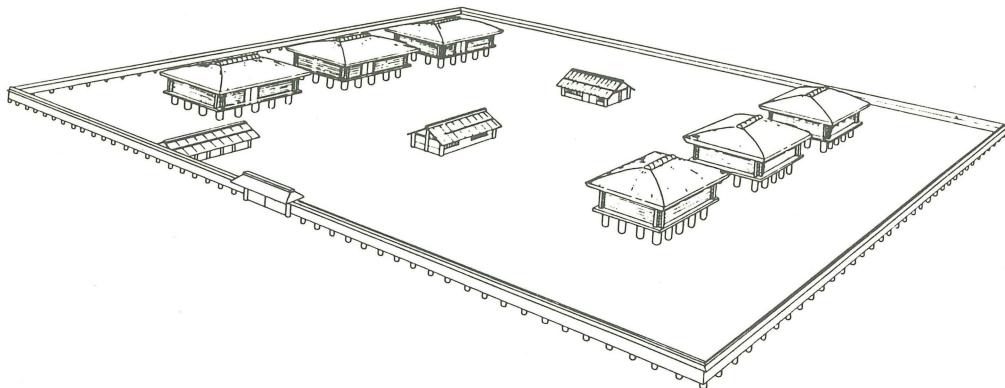
第6図 小郡遺跡



第7図 山代郷正倉A期建物群

このように里制から郷里制そして郷制へと律令制における末端の行政機構は変遷していくのである。

これまで発見された郷家・郷倉のうち蓋然性が高く評価されているのは、滋賀県弘川遺跡（田中1979）、兵庫県山垣遺跡（兵庫県教育委員会1984）、鳥取県戸島・馬場遺跡（吉村他1987）島根県团原遺跡（加藤他1981）などである。この他にも滋賀県手原遺跡、島根県武部西遺跡、岡山県高本遺跡（岡山県教委1975）や栃木県多功南原遺跡（前澤1985）などがその可能性を指摘されている。以上列挙したうち7遺跡は西日本で、さらに郷倉と郷庁が確認されたのは郷倉の戸島遺跡と郷庁の馬場遺跡だけである。この両遺跡は浅い谷を挟んで対峙しており、両者併せて因幡国氣多郡坂本郷の郷家を構成すると考えられ、現時点では郷家の全体像を考える唯一の例となっている。郷という行政単位があり、そこに郷長という官名をもつ人物がいたことは文献でも明らかであるが、郡の郡衙に相当する郷衙あるいは郷家と呼べるような施設があったことは『令集解』春時祭田條に現われるだけである。しかし、『類聚三代格』に見られる太政官符に、延暦14年2月と潤7月の正倉に関する布告がある。それは、郡倉を一ヶ所に集中しないで、各郷あるいは数郷毎に置くようにという官符である。この官符の原因となったのはいわゆる「神火」であるが、これにより、延暦14年以後には郷単位にも正倉が存在するということが文献上確認することができる。これを一般的には郷倉という名称を用いているが、前章で述べたように郡倉別院とも呼ばれることがある。郡衙に付属する正倉を単に郷に分置し、それを管理するため郡衙から派遣された若干の役人がいるだけならば、



第8図 山代郷正倉A期復元模式図

別院という名でもよいかもしれない。しかし、郷長が存在し、郷長を中心に収取に関わる実務を行ない、郡庁に対応する施設があるならば、これを郷家・郷倉と呼ぶことに抵抗は感じない。しかし、各地でこれ程多くの発掘調査がされているにも関わらず、全郷数の1%にも満たない発見例しかないということは、郷家そのものが明確な構造様式を持たない可能性も充分考えられるのである。

米田雄介氏は『律書残篇』の記事から1国の規模を平均8郡60郷180里と算定している(米田1979)。つまり1郡7.2郷360戸7200人という計算になる。1郷の人口約1000人としてこれが2~3集落に分散していたとなれば、1集落300~500人程度となる。この集落の中にはさらに現在の大字や字に当たる小集落があり、これを自然集落と考えることができる。この1集落300~500人の人口は、明治初期の埼玉県北部における中小規模の村と同規模で、明治22年4月1日に数ヶ村が合併し、以後昭和20年代の再編成まで人口2000人前後の村があり村役場があった。これらは机上の計算と行政機構の差を無視した比較に過ぎないが、1000人の人口を抱える郷にも規模に差はあってもそれなりの施設があったと考えるのが自然であろう。栗原文蔵氏は埼玉県の律令時代の集落を分析する中で、1郷あたり10~13の自然集落から成り、県下78郷の人口は85800人としている。さらに平安時代の遺跡数1081でこれを除し1集落約80人で、1郷の人口を800~1000人程度と推定している。これまで埼玉県では具体的に郷の実態に触れた論考をしているのは栗原氏だけである。(栗原1981)。現在発見されている郷家はその中でも特に構造上明確なだけで、郷長の居宅に併設されたものや、実務施設の郷庁だけで、郡衙内の厨房や館院に相当する諸施設を持たない簡素なものが多かったのである。郡衙に比肩しうるような郷家の存在の方が不自然であり、特に郷倉の設置されていない郷については、その認定について郡衙以上の困難が伴なうのは当然である。

郷家・郷倉の問題については以下の章でも触れており、また別稿も用意してあるので、この程度に止めておきたい。

3 集落遺跡の再検討

集落についての類型化は多くの研究者によって検討されており、最近では多摩ニュータウン地域

内の集落を引用したもので目立っている（鶴間1986・宮崎1988）。埼玉県では栗原氏の分析以後積極的な取り上げはされていないが、部分的な調査が多いことや集落の時期区分の問題など難しい部分を含んでいる。栗原氏は集落をA～Cの3分類しさらに郡別に郷の中心となるような集落を抽出している。

分類する場合には、集落の規模はもちろん、立地・遺構の種類・遺物など多くの項目を用意することができ、これらの個々の事項を細分し、さらにそれらを組み合わせると効率良く配列を組立てる必要がある。このような作業も準備をしているが、今回は、所謂大集落や特殊遺物を出土するなど注目される遺跡を選定し、再検討を試みてみたい。大集落と言っても特に基準がある訳でもなく実に曖昧な表現ではあるが、主観的な部分にたよらざるを得ないだろう。

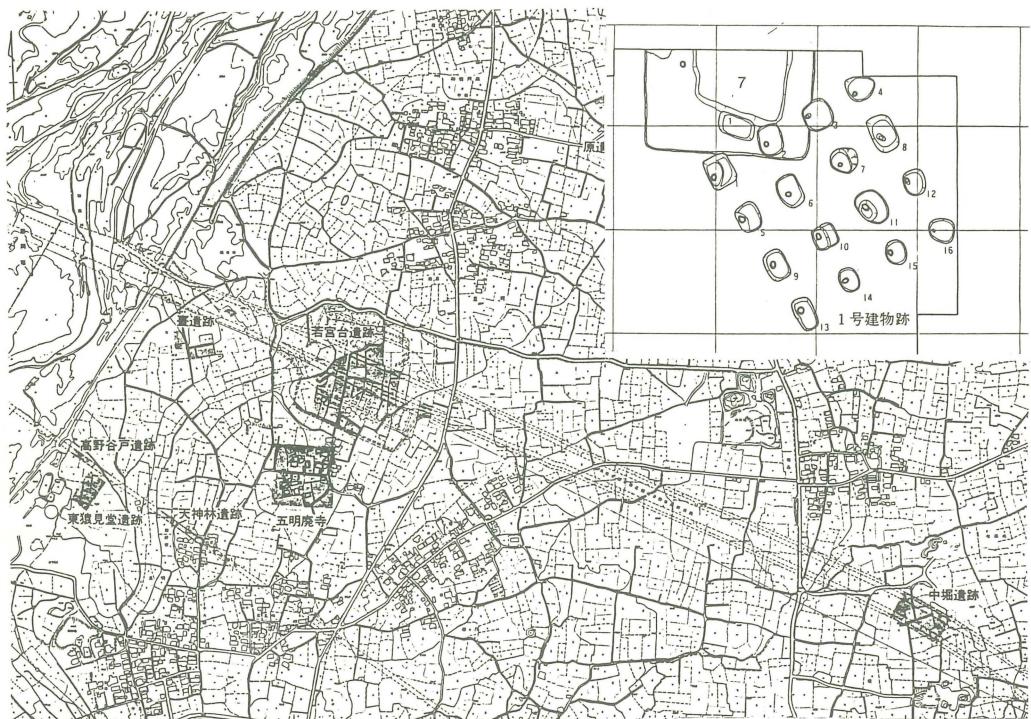
官衙を考える場合重要な位置を占める掘立柱建物については以前分析をしたことがあるが（井上1985）、その時点では、奈良・平安時代の調査された遺跡数約200のうち、掘立が検出された遺跡は約50で、さらに10棟以上の遺跡は6遺跡・3%というわずかな数しかなかった。現在では調査の規模も大きくなり、掘立に対する認識も向上し、この割合も増加したことは確実で、掘立柱建物という建築様式がかなり一般的であるということもわかつってきた。しかし、この建物が住居であったのか倉であったのか、あるいは作業場であったのかなどの基本的な性格や、竪穴とどのような関係にあったのかなど研究は進んではいるが常に新しい問題を提起してもいる。発見数が増えればそれだけ掘立の集落論で占める位置は大きくなり、今後の集落研究を左右する程の意味をもつものである。

それでは、北武藏の北部から順に検討してみたい。

天神林遺跡

天神林遺跡（昼間1983）は上里町東五明に所在する鬼高期を中心とした集落で、律令時代と考えられる建物は1棟だけである。この遺跡は神流川右岸の自然堤防上にあり、帶刀古墳群や東猿見堂遺跡など古墳時代後期の遺跡も多い。律令時代には賀美郡に属し、周辺には五明廃寺、若宮台遺跡（大和他1983）、中堀遺跡（駒宮他1978）など注目すべき遺跡が多く分布している。また『延喜式』神名帳に記されている今城青坂稻実神社と考えられている天神社もある。

このように天神林遺跡周辺は、歴史的には申し分のない環境にあり、賀美郡内においても中心となる地域の1つであることは間違いないであろう。1号建物は出土遺物もなく時期は不明だが、7世紀前半の7号住居跡を切って造られており、上限だけはおさえることができる。3×3間の総柱の建物で、規模は1辺6.05～6.35mを測り主軸方向はN-10°30'-Eを指す。各柱穴も1辺1m以上の方形を基調としており、底面には柱根跡が明瞭に残っている。この建物は調査区の東端で検出されたもので、他に関連すると思われる遺構は発見されていない。しかし、棟方向や位置関係から推すと、南北方向に同様な建物が並ぶのではないかと予想される。その根拠としては、1章で見てきた倉院の様相からで、建物の様式・規模も他の正倉、特に御殿前遺跡、長者原遺跡といった武藏国の郡倉とほぼ一致している。この建物がある施設の西端なら、それを区画する遺構の存在も当然考えられるが、竪穴のプラン確認さえ困難な自然堤防であるためか、検出されてはいない。遺跡の北東約300mには8世紀前半に比定されている五明廃寺があり、その北には接するように該期の



第9図 五明遺跡群と天神林1号建物

大集落である若宮台遺跡、さらには1.8km東には緑釉陶器が出土した中堀遺跡がある。この一帯に賀美郡の郡衙があったことはこれらのことから充分予想できる。郡寺を五明廃寺、天神林遺跡を倉院の西端と想定すると、遺跡の西側は旧流路になるため、五明廃寺の南そして天神林遺跡の東に郡庁施設の存在を予想できるであろう。

中堀遺跡

既に天神林遺跡の項で触れたが、補足すると、10世紀代の集落で、8軒の竪穴住居跡が調査された。椀、皿などの灰釉の他に香炉型の緑釉、花弁の陰刻のある緑釉段皿が出土している。また、轆の羽口も検出されており、製鉄関係の遺構も推定されている。遺構だけを取り上げれば竪穴住居だけの集落であるが、出土遺物から見れば一般集落とは一線を画するものがある。駒宮氏は報告書で、「加」の墨書は賀美郡との関係で、施釉陶器は近くに寺院を含めた郡衙の存在を考えている。五明廃寺とは時期的な問題が残るが、氏の説は後に除々に証明されつつあり、五明周辺に8世紀から10世紀にかけての郡衙があった可能性は非常に高いと言えるであろう。

皂樹原、檜下遺跡

上里町大御堂から神川村元阿保に跨がる広大な遺跡で、244軒の竪穴と112棟の掘立柱建物及び工房などが調査されている（篠崎他1986・87）。現在整理中であるので、詳細な検討は今後の問題であるが、遺跡の規模や施釉陶器・瓦などの出土遺物から、3km程北の五明廃寺を中心とした遺跡群（ここでは五明遺跡群と呼んでおく）に匹敵する賀美郡の主要遺跡である。時期的には7世紀末葉から下っても10世紀前半までで、その中心は8世紀代となろう。ただし、五明遺跡群は判明してい

る部分が少なくとも、その様相を予想できるのに対して、皂樹原・檜下遺跡は判明している部分が多い割にはその性格付けが難しい。調査担当者は、これを郡衙か寺院であろうとしているが、遺構的には積極的に証明できるものはない。隣接した女堀遺跡（菅谷他1976）や油免遺跡を加えると県内屈指の遺跡となるが、郡衙とするにはやや無理があるだろう。

将監塚・古井戸遺跡

前述の皂樹原・檜下遺跡の東約2kmに位置し、本庄市と児玉町に跨がる遺跡で、186軒の堅穴住居と101棟の掘立柱建物、井戸10基及び大溝1条と土塹多数が検出されている（井上1986・赤熊1988）。時期的には7世紀末から10世紀前半に及び、皂樹原・檜下遺跡とほぼ同じである。この遺跡も規模や立地、鎧帶具、施釉陶器などの出土遺物から一般の集落遺跡とは様相が違うことがわかるが、最大の特徴は整然と並ぶ掘立柱建物群と多量の墨書き土器中でも「厨」の存在と言える。これらを単純に結びつければ官衙へ致ることは容易であるが、1章で見てきた郡衙遺跡との差も見出すことはできる。この遺跡では多数の掘立柱建物が検出され、大型建物も存在するが、正倉に比肩する総柱建物は1棟だけで、倉院と呼べるような施設はもちろん存在しないし、郡庁に相当する部分も小規模である。平坦な本庄台地の東端であるので、土地や地形による制約は考えられないし、まして郡の規模による差というレベルでもない。しかし、このような建物群が一般集落の一形態であるとは言い難いであろう。また、この他にも9世紀後半の建物群があり、これも大型住居を取り込みつつ規則的な配置を窺うことができる。

将監塚・古井戸遺跡のような郡衙とは異なるが、一般集落とも明確な一線が引けるような遺跡の性格を検討することは郷家に一步近づくことにつながるだろう。

今井遺跡群

将監塚・古井戸遺跡の南に接するように位置し（富田・赤熊1985）、広義の今井遺跡群として立野南、八幡太神南、熊野太神南の各遺跡を含めておきたい。道路部分の調査であるので、検出された遺構は多くはないし遺跡の広がりも不明であるが、内容は将監塚・古井戸遺跡に比しても遜色はなく、重要な意味を包含する遺跡群である。

遺構面では、八幡太神南遺跡B地点から、布掘あるいは溝持ちの掘立柱建物が2棟検出されている。布掘の建物は県内では今井遺跡群の他に東の上遺跡、若葉台遺跡と2遺跡で発見されているが、いずれも郡衙の可能性を指摘されている遺跡である。遺物では、立野南遺跡、八幡太神南遺跡A地点から畿内系の土師器と今井D地点から鉄製鍵、今井B地点から鎧帶具と熊野太神南遺跡A地点から「□間郡」の墨書きが出土している。また、畿内系土師器を出土した住居からは須恵器や在地産土師器も多量に出土しており、土器編年を考える上でも貴重な資料となっている。

今井遺跡群の性格を考える時、調査面積がごく限定されていたという点はあるが、距離的にも、時期的にも将監塚・古井戸遺跡と有機的な関連があったことは想像に難くない。本庄台地東端の条里を望む低台地上に郷の中心となる遺跡が重なり、鍵の出土から倉を管理する役人の居住域をも含んでいたのであろう。

北貝戸遺跡

那珂郡衙推定地である古郡地区の南西約1kmに所在し、図面上では9棟の掘立柱建物と堅穴住居

12軒が調査されている。しかし、調査区北側でも柱穴群を確認しており、調査できたのは建物群の南限でさらに北側へ広がっていたことがわかる。9棟のうち4棟が3×3間と3×2間の総柱の建物で、20~30m²程の面積である。報告者はこれを郷倉であろうと推定しており（菅谷他1977）、私も古郡地区との距離的な問題を含めて郡倉であってもおかしくないとしたことがある（井上1985）。現存部からは建物の配列を知ることはできないが、削平されてしまった北側の柱穴群はおそらく総柱建物群に続くものであったろうと思われ、調査できていたなら県内初の倉院の姿が見られたかもしれない。郡倉、郷倉いずれにしろ、北貝戸遺跡が倉院の一部であった可能性は高く、那珂郡4郷のいずれかの中心に相当するものであろう。那珂郡内ではこの他に、郡司層の居宅に比定できる北坂遺跡（中島他1981）や瓦塔が出土した東山遺跡（増田他1980）など官衙に関連しそうな遺跡の密度が高い。特に北坂遺跡では溝に囲まれた建物群そして倉の鍵、「中」の字の焼印、円面鏡などは郡司層が所有するのに相応しい遺物と言える。

池上・小敷田遺跡

両遺跡は須和田期の遺跡として知られているが（中島他1984他）池上遺跡の建物と小敷田遺跡の木簡を考えた時、ここが律令時代においても重要な一画であったことを看取することができる。木簡については、藤原期の木簡であることや共伴土器から7世紀後半であることは問題ないが、池上遺跡の建物は9世紀から10世紀にかかると考えられ、両者には時期的に隔たりがある。木簡が出土した土塙と同時期の建物などは発見されていないが、木簡の出土によりこの一帯が官衙ではないかと注目されている。国郡制が採用されるのは大宝令以後であるので、小敷田木簡の時代には未だ郡衙は存在していない。池上・小敷田遺跡は埼玉郡に含まれるが、大里郡境にも近く、ここに郡衙以前の評衡に相当する施設があり、大宝令によって評衡を中心に行行政区画が分割されたのではないかという単純的な考え方もある。池上遺跡の建物群は評衡の系譜上にある郷の中心として10世紀まで存続したのではなかろうか。埼玉古墳群との位置関係からも、これを可能性の1つとして加えることもできる。

周辺の注目すべき遺跡としては、池上遺跡の北西約3kmにある北島遺跡である（埼玉県埋蔵文化財調査事業団1983）。この遺跡も小敷田遺跡と同様現在整理中であるが、規則的に並ぶ建物群や厨院を思わせるような大型竪穴住居など官衙的色彩の強い遺跡である。池上・小敷田を含めこれらの遺跡は現在水田となっており、これまで見てきた郡衙あるいは官衙的な遺跡とは様相を異にした立地条件にあり、今後の官衙研究においても注意すべき遺跡群であろう。

この他大里、幡羅、榛沢郡域には律令時代の遺跡は多く、条里との関係を論ずるにも良好なフィールドを提供しており、私も集落の動態と条里の問題を述べたことがある（井上1988）。また、榛沢郡では岡部町西浦北遺跡（佐藤他1979）を始めとして、榛沢郡衙を考える時に引用すべき遺跡も多い。

若葉台遺跡

埼玉県で郡衙の可能性を指摘された最初の遺跡で、シンポジウムが開かれるなど（鶴ヶ島町教育委員会1983）この遺跡をめぐって多くの議論がされている。その性格としては、これまで入間郡衙、西大寺領榛原庄、郡司層の居宅などが考えられている。常に話題になるのはB地点と呼ばれる地区

で、 4×3 間の四面廂の建物とそれに付属する何棟かの建物である。しかし、これを見た時、他の郡衙遺跡との違いは明瞭で、四面廂の建物は居宅の主屋を思わせるものである。この四面廂の主屋の西には 6×2 間の長大な建物が、北側には 3×2 間の小型な建物が方向を揃えて並んでいる。また、やや距離をおいて布掘や縦柱の建物が点在するが、 2×2 間の小型建物で、倉院の建物と同一線上での比較はできない。

主屋の周囲に作業棟あるいは物置、そしてやや離れて点在する小型倉庫、さらに60m程の空間を置いて南から西に広がる集落の姿を考えると、鎧帶具などの官衙的な遺物の存在を含めても、豪族層あるいは富有農民層の居住地と考えた方が、無理はないのではなかろうか。また若葉台遺跡の西約1kmには「又」の墨書を多量に出土する脚折遺跡群も所在し、若葉台遺跡を中心とした広域遺跡群を想定できる。

揚櫛木遺跡

入間川右岸の武蔵野台地縁辺に位置し、入間川を挟んで高麗郡と対峙する（小渕他1986）。79軒の住居と12棟の掘立柱建物及び土塙墓などが検出されている。この遺跡で注目されるのは、土塙墓と和同開珎などの皇朝12銭の発見である。土塙墓は3基で、うち1基は塙底と壁に礫を敷き、副葬品と思われる須恵器壺も3個体出土している。また、3基共鉄釘を出土しており、木棺の存在を示すもので、この時代の墓制の一端を見ることができる。皇朝12銭は和同開珎と富寿神宝で、いずれも住居跡から出土している。

以上のように、揚櫛木遺跡は直接郡衙を想定する遺跡ではないが、木棺に埋葬されるような人物の拠点であると考えられ、これらの人物があるいは郷長とか郡司などに相当するのではなかろうか。

柏原遺跡群

揚櫛木遺跡の入間川の対岸に位置する遺跡群で、宮ノ越遺跡（駒見他1982）、城ノ越遺跡（柳田他1978）、小山ノ上遺跡（中村1988）、今宿遺跡（小渕他1987）を総称してここでは呼んでおく。これらの遺跡を合計すると、これまで165軒の住居と42棟の掘立柱建物が調査されている。柏原遺跡群における集落の密度や高麗郡という歴史環境からも、この一帯が靈龜2年（716）の高麗郡設置に関わる有力な入植他の1つであったことは充分に考えられる。また、宮ノ越遺跡では、鈴の出土などからここを駅的な性格をもった遺跡ではないかと指摘されている。小山ノ上遺跡では柵列に画された掘立柱建物群も確認されており、鎧帶具や市教委調査部分からは「小山」の墨書も出土している。

この遺跡群も直接郡衙との関係を云々できる遺構・遺物は多くはないが、宮ノ越遺跡の報告者が述べているような、駅あるいは郷の中心として考えても、齟齬は感じられない内容を示している。

東の上遺跡

柳瀬川左岸の台地縁部に立地する集落で（飯田他1987）これまで20次に及ぶ調査がされている。これまで調査された遺構は住居70軒、掘立柱建物9棟であるが、これは遺跡全体の約10%の調査面積での成果で、全体としてはかなりの規模であったことがわかる。また、東の上遺跡は若葉台遺跡と共に入間郡衙の可能性を指摘されている遺跡もあり、溝持の掘立柱建物、鎧帶具などが検出されている。この遺跡が所沢市域では中心的なものになるのであることは問題ないが、郡衙とするに

はこれまで見てきた各地の郡衙と比較するとその根拠があまりにも乏しい。まだ遺跡の1割の調査であり、結論を出すのは早急であろう。

以上、11の遺跡及び遺跡群を取り上げてみたが、この他にも六反田遺跡（石岡他1981）、水深遺跡（栗原他1972）、大山遺跡（高橋他1979）など取り上げる必要のある遺跡は数多い。また本論でもそうだが、この時期を抜うと、対象となる地域はほとんど県北部と入間地方に限定されてしまう。これは、遺跡の調査数の問題で、横見郡、比企郡、秩父郡などは比較検討できる程の数が発見されていない。しかし、最近では前述の北島遺跡や池上遺跡のような低地性の遺跡が多く発見されており、今後の低地の調査に大いに期待したい。

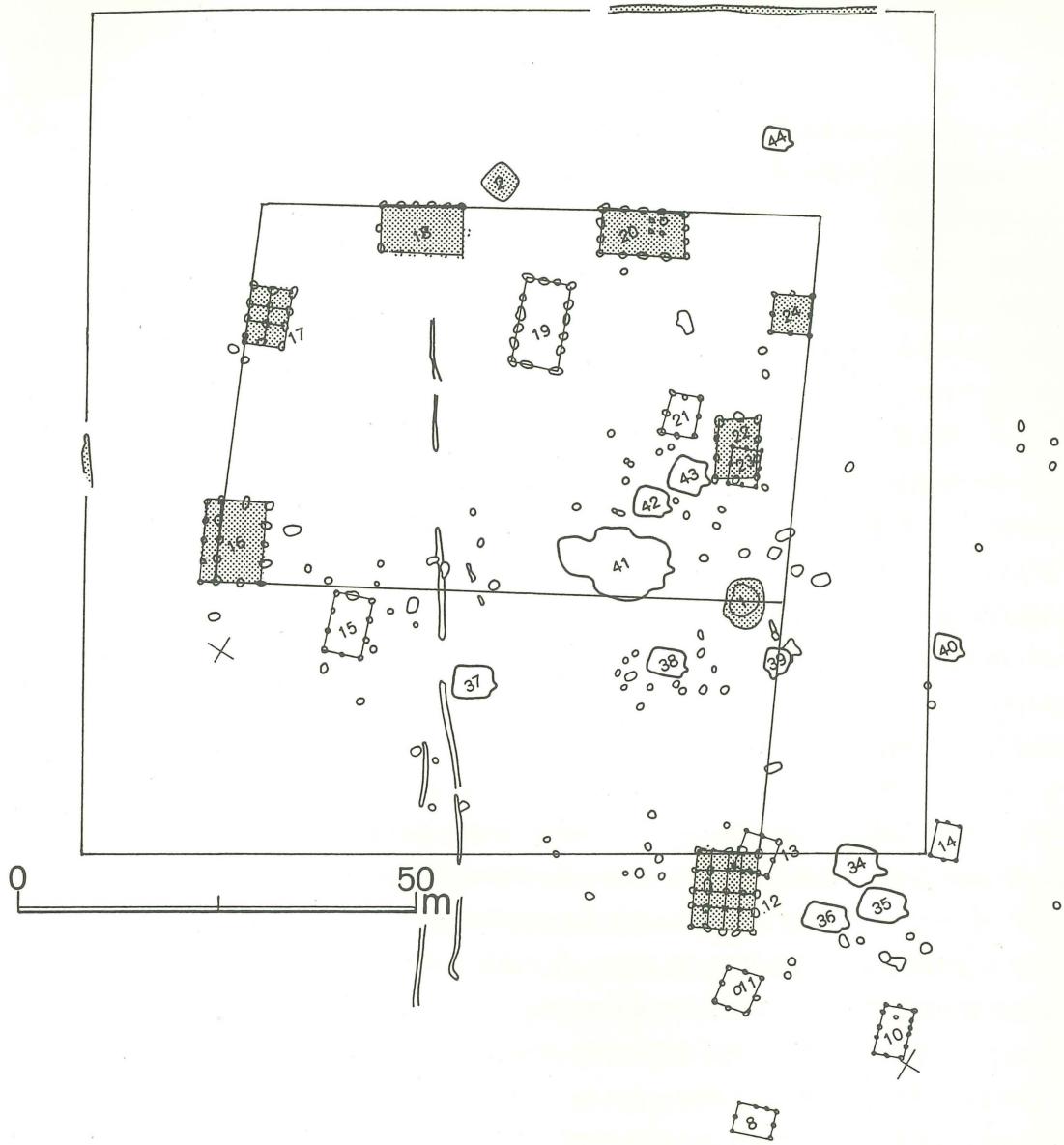
4 郡衙でも一般集落でもない遺跡の評価

前章までは、郡衙遺跡・郷家・郷倉及び埼玉県における11遺跡・遺跡群について述べてきた。この結果、埼玉県では他県の例に比較して、天神林遺跡を含めた五明遺跡群や、北貝戸遺跡は官衙の可能性が高く、北坂遺跡や若葉台遺跡は郡司層、富有農民層の居宅と推定してみた。また、小敷田遺跡の木簡から、この周辺に郡衙に先行する評衙に相当する官衙と、池上遺跡、北島遺跡には小敷田の系譜上にある大宝令以後の官衙の可能性を考えた。しかし、その他の将監塚・古井戸遺跡、柏原遺跡群などにはどのような評価を与えるのか推定しうる材料も少ない。ここで、これらの遺跡の性格を考える上で考えなおしてみたいのが、全国で4012郷、武藏国に122郷ある郷家である。埼玉県に限っても郷数は78を数え、この数は、これまで調査された大集落と呼べるような遺跡全てを当てても充当できない。2章で述べたように、郷家・郷倉の発見例は可能性の高いものを含めても全国で10指に足りず、その実態の不明な部分が多い官衙である。

ここで、郡衙でも一般集落でもない典型的な例として、もう1度将監塚・古井戸遺跡を見てみたい。特に第4住居跡群と呼ばれるコの字状に並んだ掘立柱建物群と大型住居、井戸などは一定の規則性の基に配置され、これだけを見ても一般集落とは言い難い。また、この一画からは金銅製釦を始めとして灰釉陶器、鉄製馬具、小札など特殊な遺物を出土している。

第4住居跡群は10数棟の建物と竪穴住居、井戸、土塙、溝から成るが、全て同時存在した訳ではないので、建物群の時期の特定をしてみる。掘立柱建物からの出土土器は少なく、土器での変遷は辿れないで、重複関係と主軸方向を重視した。重複では、総柱で廂を持つ12号建物と2×2間の13号建物が切り合っており、13号の柱穴が12号の柱穴を切って造られている。そしてこの12号は13号に対し15°程西へ主軸を向けている。この主軸方向から他の建物を分類すると、より北を指向する15号、19号、21号、23号を抽出することができ、これらを除く7棟の建物がやや変形だがコの字状の配置をしている。

次に竪穴住居であるが、40号住居は8世紀前半で、39号、41号～43号住居及び1号、2号井戸は8世紀末から9世紀初頭、34号～38号住居は9世紀後半であることが出土土器から推測できる。建物からも土器が出土しているが、これらに最も近いのは41号住居などの800年前後を中心とする時期で、これよりも若干新しい様相も窺うことができる。簡単に整理すると、8世紀前半には竪穴



第10図 将監塚・古井戸遺跡第4号住居跡群

住居が1軒だけで、8世紀末から9世紀始めにかけて大型住居と井戸、これと前後するようにして12号建物などの建物群、そして12号建物を切っている13号建物と主軸を並行させる9世紀後半代の住居群となる。また、20号建物の北25mと16号建物の西約15mにこれらの建物と方向を同じくする溝が走っており、非常に浅くて、部分的にしか確認できなかったが、この建物群に伴なう可能性が高い。つまり、4辺全てとは断定できないが少なくとも2辺を溝で画しており、これまで見てきた郡衙の様相とも通じるものがある。

個々の建物は、4×3間の総柱で西廂をもつ12号、西廂の16号、総柱の17号、5×3間の18号、

4×3間の20号、2×2間の24号、3×2間の22号となる。12号は総柱であるが東柱は小さく、廂をもつことからも倉ではなく高床の住居と考えられる。各柱穴も方形掘形を基本とし、コーナーはL字状を呈し、南側の2本は溝で連結され、根固めの礎や礎石となるような片岩が敷かれていた。南西コーナーには雨落ち溝もある。16号は各柱穴は方形で、側柱と廂柱の間には浅い溝がある。17号は側柱と東柱の規模が同じで倉と考えられる。18号、20号は各柱穴とも方形を基本としたしっかりしたものである。22号は一般の掘立よりもやや大きい程度で、24号は他の建物に比べ柱穴も小型である。

建物の計画性・規則性を見るため、軸線を入れてみたが、この線上には1号井戸も乗り、他の時期の遺構の分布から2号井戸もこの建物群に伴なう可能性は強い。41号住居と1号井戸などは建物群に若干先行して造られたが、井戸は建物群とも共存していたのであろう。全体を通してまとめてみると、12号建物を高床住居とし、17号を高床の倉、18号、20号が正庁に相当する建物、22号、24号が雑舎的なもので2基の井戸とこれらの建物群を区画する溝が走っていた。井戸は大型な1号と上屋があったと考えられる2号で、この2号の井筒の周りからは「尔」の墨書と焼土が見られ、祭祀を行った可能性がある。このことから、この区画は郡衙のミニチュア版とも見ることができ、12号建物はここ長の居宅でもあり、居住地と庁舎が一体となった郷家ではなかったかと考えることができる。またこの建物群の北東で出土している「厨」の墨書の存在から厨房に当たる施設もあったと考えることができる。41号住居出土の小札、馬具からは武具と馬の存在を看取でき、単一機能ではない複合施設で、金銅製釵は、長たる人物が郡司層に劣らない財力があったことを示している。ここは将監塚・古井戸遺跡の集落の中では最も標高の高い西端に位置し、南から東に集落が広がり、北から西には空白地帯が広がる。第4住居跡群からは倒木痕が多数発見されているが、これは集落造営の際に造成した痕跡とも見られ、北から西の空白地帯は奥の深くない林となっていたのかもしれない。また、そのさらに北には用水路であろう大溝が走っており、集落の動向を把握し用水を管理するには絶好の位置を占めている。ただし、この遺跡では倉院と呼べる区画が発見されておらず、調査面積や周辺の試掘でも存在する可能性は少ない。今井遺跡群から鍵が出土しているので、あるいはさらに北の方向に離れてある可能性も残っているが、延暦14年潤7日の太政官符では、近接した郷はその中央に一院を置き、隔絶した村邑には郷ごとに置くとあり、全ての郷に倉院があった訳ではないことがわかる。郡衙でさえ倉院が確認されないとその認定には困難が付きまとうのに、郷家ではなおさらである。しかし、ここでは先に述べた理由によりあえて将監塚・古井戸遺跡を、郷家を含む集落ではなかったかと仮定しておきたい。

おわりに

これまで、仮定と類推を重ねて郷家について考えてきたが、自分自身で戒めたはずの先入観を払拭できずに、将監塚・古井戸遺跡を郷家の一様態として把えてみた。しかし、第4住居跡群と呼ばれる一画の存続期間は800年を挟んだ差程長くない期間で、さらに集落全体も古墳時代から連続するものではなく、在地豪族の居宅から発展したものとも言い難い面がある。加えて、武器や馬具類の出土からは、特定の目的を重視した施設と見ることも可能である。たとえば、第4住居跡群と同

時期の8世紀末から9世紀始めにかけて行なわれた東北進出と、それに伴なう人的、物的補給の基地としての東国的位置も考えなければならない。武具や馬具もこの視点から見ると、理解の仕方も大きく異ってくる。総柱の17号建物は倉ではなく武器収蔵の庫ではなかったのかとか、16号建物の廂と側柱の間の溝は排水用か飼葉桶埋設用で、ここが廐舎ではなかったのではないかなど、多くの考えが浮んでくる。

このような不安定さは理論的不充分さや状況証拠の少なさに起因するものであるが、今後はこのような不確定要素を1つづつ除去するため、資料集成、分析を続けていきたいと考えている。

郡衙、郷家についての勉強を始めたのは、本論の主役の1つである将監塚・古井戸遺跡の調査に関わってからで、これまで掘立柱建物や帶金具について述べてきたことも（井上1987）、常にこの遺跡を意識したことである。今後も律令時代の研究を進めていく中で大きな比重を占めていくだろうが、現時点での1つの結論を与えようとして郷家を用意したのである。

なお、郷家については再考を予定しているので、本論の不足部分や訂正箇所を含めて、その実像に1歩でも近づけることを目的とし分析を続けていきたい。

最後になったが、本論を草するにあたり、笠原信男、木村浩二、向坂鋼二、村田晃一、山田成洋、中山敏史、吉村善雄の各氏には種々御教示を賜わった。また、佐々木晴加女史には原稿作成段階で御協力いただいた。ここに記し感謝したい。

引用・参考文献

- 赤熊浩一他『将監塚・古井戸Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1988
飯田充晴「東の上遺跡第20次調査」『柳瀬川流域遺跡群Ⅴ』所沢市教育委員会 1987
石岡憲雄他『六反田』岡部町六反田遺跡調査会 1980
伊藤玄三「宮城県亘理郡の古代郡倉」『法政考古学2』 1978
井上尚明「古代集落における掘立柱建物について」『土曜考古10』土曜考古学研究会 1985
井上尚明他『将監塚・古井戸Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1986
井上尚明「銙帶をめぐる2・3の問題」『埼玉の考古学』新人物往来社 1987
井上尚明「7世紀における集落の再編成とその背景」『埼玉県史研究20』 1988
上野純司他『我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』千葉県文化財センター 1980
岡山県教育委員会『中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査5』 1975
加藤義成他『史跡出雲国山代郷正倉跡』島根県教育委員会 1981
岸俊男『日本古代籍帳の研究』塙書房 1973
木本元治他『関和久遺跡』福島県教育委員会 1985
工樂善通他『小郡遺跡－発掘調査と環境整備報告－』小郡市教育委員会 1980
栗原文蔵「古代集落と神々」『埼玉考古19』埼玉考古学会 1981
栗原文蔵他『水深』埼玉県遺跡調査会 1972
黒崎直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』塙書房 1984
黒済和彦他『七神社前遺跡Ⅰ』北区教育委員会 1988

- 小渕良樹他『揚櫛木遺跡』狭山市教育委員会 1986
- 小渕良樹他『今宿遺跡』狭山市教育委員会 1987
- 駒見和夫他『宮ノ越遺跡』埼玉県遺跡調査会 1982
- 駒宮史朗他『中堀・耕安地・久城前』埼玉県教育委員会 1978
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『年報』 1983
- 佐藤忠雄他『大奇B・西浦北遺跡』岡部町教育委員会 1979
- 篠崎漠・金子彰男『皂樹原・檜下遺跡』『発掘調査概報Ⅰ・Ⅱ』皂樹原・檜下遺跡調査会 1986・1987
- 進藤秋輝他『亘理町三十三間堂遺跡ほか』宮城県教育委員会 1988
- 菅谷浩之他『大御堂檜下・女堀』埼玉県遺跡調査会 1976
- 菅谷浩之他『北貝戸遺跡』美里村教育委員会 1977
- 高井悌三郎『常陸国新治郡上代遺跡の研究』 1944
- 高橋一夫他『大山』埼玉県教育委員会 1979
- 田中勝弘「古代郷倉について」『史想18』京都教育大学考古学研究会 1979
- 鶴ヶ島町教育委員会『若葉台シンポジウム』 1983
- 鶴間正昭「奈良時代集落の一断面」『法政考古学11』 1986
- 富田和夫・赤熊浩一『立野南・今井遺跡群他』埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1985
- 直木孝次郎「古代国家と村落」『ヒストリア42』 1965
- 中島宏他『清水谷・安光寺・北坂』埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1981
- 中島宏他『池守・池上』埼玉県教育委員会 1984
- 中村倉司『小山ノ上』埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1988
- 兵庫県教育委員会『山垣遺跡』 1984
- 昼間孝司『天神林・高野谷戸』埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1983
- 前澤輝政『多功南原遺跡』上三川町教育委員会 1985
- 増田逸朗他『甘粕山』埼玉県教育委員会 1980
- 宮城県立多賀城跡調査研究所『東山遺跡現地説明会資料』 1987
- 宮崎伸一「律令体制下における多摩ニュータウン地域内の集落形成過程」『法政考古学13』 1988
- 村尾次郎『律令財政史の研究』吉川弘文館 1961
- 八幡一郎『稻倉考』慶友社 1978
- 大和修他『若宮台』埼玉県埋蔵文化財調査調査団 1983
- 山中敏史「遺跡から見た郡衙の構造」『日本古代の都城と国家』 壞書房 1984
- 山中敏史・佐藤興治『古代の役所』岩波書店 1985
- 柳田敏司他『城ノ越遺跡』城ノ越遺跡調査会 1978
- 吉田晶「郷司制成立に関する若干の問題」『ヒストリア23』大阪歴史学会 1953
- 吉田晶『日本古代村落史序説』壙書房 1980
- 吉村善雄他『気高町埋蔵文化財調査報告書』気高町教育委員会 1987
- 米田雄介『郡司の研究』法政大学出版局 1976
- 米田雄介『古代国家と地方豪族』教育社歴史新書日本史18 1979